

< がん対策推進条例制定に関する現況調査 >

がん対策推進条例		がん条例を可決した府県															
項目	備考	島根県	高知県	新潟県	神奈川県	長崎県	奈良県	徳島県	愛媛県	鳥取県	岐阜県	群馬県	秋田県	大阪府	京都府		
		0609	0703	0703	0803	0807	0910	1003	1003	1006	1007	1012	1103	1103	1103		
1	目的(基本方針)																
2	県の責務																
3	市町村の責務																
4	保健・医療関係者の責務(役割)																
5	県民の責務(役割)																
6	事業者の責務(役割)																
7	予防・早期発見																
8	医療従事者の育成・確保																
9	がん医療水準の向上・充実																
10	がん情報の収集・提供																
11	がん登録の推進																
12	研究の推進																
13	緩和ケアの充実																
14	骨髄移植の推進																
15	女性特有のがん対策																
16	肝炎・肝がん対策																
17	小児がん対策																
18	在宅医療の推進																
19	財政上の措置																
20	がん対策推進協議会設立																
21	患者負担の軽減(QOLの向上)																
22	患者(団体)等の活動支援																
23	県民運動																
24	施策の見直し(報告書提出)																
項目数(条文数とは一致しない)		7	9	11	11	11	12	15	14	15	16	17	15	18	16		

2011年3月末調査(ひょうごがん患者連絡会:武内 務@ひげの父さん)

がん条例を制定した市町村

島根県	出雲市	0702
和歌山県	岩出市	0712
東京都	日出(ひので)町	1006
千葉県	匝瑳(そうさ)市	1009

がん条例制定を検討中の県  
(WEB情報による)

- 岩手県
- 宮城県
- 山梨県
- 和歌山県
- 宮崎県
- 鹿児島県
- 沖縄県